

令和7年11月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年11月10日(月) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席		
農業委員会会長	○		17番	渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者		○	1番	望月 稔
農業委員	○		2番	佐野 宏一郎
〃	○		3番	田村 英俊
〃	○		4番	宮崎 和洋
〃	○		5番	谷津倉 寛
〃	○		6番	笹古 時男
〃	○		7番	望月 芳久
〃	○		8番	齋藤 勝
〃	○		9番	鈴木 一孝
〃		○	10番	新舟 進
〃	○		11番	長尾 忠
〃	○		12番	佐野 隆洋
〃	○		13番	太田 篤子
〃	○		14番	渡邊 敏行
〃	○		15番	山本 恵
〃	○		16番	齊藤 金昭
〃	○		18番	後藤 環
〃	○		19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会 長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め16番 齊藤 金昭 君、18番 後藤 環 君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第41号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第58号「農地返還通知書の受理について」までの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

最初に、議案5ページの議第41号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

田子浦地区43番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は労力不足のため耕作管理が難しいとのこと。譲受人は他にも農地を持つ農業経営者で、本地を取得し農業経営を拡大したいとのこと。現在は草が生えている状態ですが、耕作については問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件を満たすと考えます。

【会 長】

田子浦地区43番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

田子浦地区43番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士川地区44番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、農地として相続をしましたが耕作経験がなく管理ができないため、譲受人に相談し本申請に至りました。申請地では、野菜などを栽培予定で、譲受人は耕作経験が豊富で問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

富士川地区44番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区44番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区45番・46番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地周辺は茶畑になっており、現地も広く作付けはしていないが耕作ができる状態になっています。

45番譲渡人は高齢のため管理ができない。46番譲渡人は病気に伴い、労力不足のため、耕作が難しいとのこと。受贈人は本地を取得して農業経営を開始したいとのことで問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

吉永地区45番・46番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区45番・46番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区47番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地周辺は非常に荒れていましたが、申請地は譲受人が管理をしており、引き続き耕作をしていくとのこと。近隣は猿などの獣害も多い場所ではありますが、作付けには問題ない

と思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

吉永地区47番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区47番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第42号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

大淵地区32番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢のため耕作管理が難しく、譲受人はソーラーパネルの設置のため本地を取得したいとのことです。現在2/3は耕作をしていたが、1/3は草が生えている状態でした。

排水について確認したところ、北西側の側溝に流すとのことでしたが、南に向かって傾斜しているため側溝に流すことは難しいのではないかと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして農地法上の許可要件をすべて満たすと考えます。ただし、本案件は2,000㎡以上の転用ですので、富士市土地利用事業の承認申請、なだらかな傾斜地ですので盛土規制法の許可申請も並行して行われています。これらの許可状況も確認したうえで最終的に判断をしていただきたいと思います。先ほどの排水の関係につきましても土地利用事業の承認申請で協議しており、適切に審議されると思われまます。

【担当委員】

土地の傾斜から見て排水については疑問が大きいです。

【委員】

譲受人の法人は昨年設立したばかりですが、実績等は聞いていますか。

【担当委員】

全然ないようです。

【委員】

4条、5条の一般基準に照らし合わせても、周辺農地への環境整備だけではなく、周辺住民環境との調和ということも一般基準に入っていますので、要望書の回答、町内のこと、土地利用の他の状況を見てから慎重に判断した方がよろしいのではないかと思います。

【会長】

ご意見が出ましたけど、いかがでしょうか。排水の件などを再確認し、継続審議が必要でしょうか。

【委員】

今ある材料だと農業委員会で判断するのが難しいということがわかったと思います。

【委員】

仮に、今回許可されて売買が成立したときに、他の申請の不具合で太陽光施設が設置できない場合、所有者は譲受人に変わり法人が所有することになりますか。

【事務局】

盛土規制法の許可申請と土地利用の承認申請が並行して行われていますので、両方の許可が出されたことを確認したうえで許可証の交付をしますので、農地法だけ先に許可することはないです。農地法は農地法で審議をし、全ての許可を待って許可証を発行することになります。

【会 長】

大淵地区32番については、継続審議とすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区33番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は現在、竹藪になっていますがきれいに使われている状態です。川沿いを更に整備し、ゴミなどが落ちないようにすることで資材置場として問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考。

【会 長】

吉永地区33番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区33番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案8ページの議第43号「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

大淵地区16番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、平成10年頃に檜が植えられており、現在は密集していますが大きくはないです。森林化しているため、農地への復元は難しいと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

大淵地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、須津地区17番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、先々代から使用者と所有者が違っていたため、許可申請により所有権を戻しました。しばらく耕作をしましたが、傾斜地であること、進入路も狭いため、耕作ができる状態ではないとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

須津地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和7年11月10日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
